

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (51)

令和7年4月30日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾



外10名

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機 (なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力 発電所 3 号機」と表す。)
駿河湾の地震	平成 2 1 年 8 月 1 1 日の駿河湾の地震
東北地方太平洋沖地震	平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所 事故	東京電力株式会社 (当時) 福島第一原子力発電所において 発生した平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 東北地方太平洋沖地震 に伴う津波に起因する事故
南海トラフ検討会	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」
圧力容器	原子炉圧力容器

はじめに

原告らは、その令和7年1月21日付け準備書面58（以下、「原告ら準備書面58」という。）において、令和6年10月29日付け被告準備書面（44）に対する認否及び反論を行っている。

しかしながら、原告らの上記認否及び反論には、事実関係等の誤り及び当を得ない点が見られることから、本準備書面では、それらのうち主なものを指摘する。

1 原告ら準備書面58「第1 2（2）ア」について

原告らは、「被告主張の浜岡原発1，2号機については、先行訴訟において司法審査の対象であり、かつ被告に不利な状況にあったところ、唐突に国に対して廃炉を申請したものである」と述べる。

しかしながら、原告らのいう「先行訴訟」とは、浜岡原子力発電所1，2号機及び本件原子力発電所3，4号機の運転の差止めを求めている東京高等裁判所平成19年（ネ）第5721号事件と解されるところ、その原審である貴庁平成15年（ワ）第544号、平成16年（ワ）第9号事件判決（平成19年10月26日・公刊物未登載）は、上記の各号機についてその安全性が確保されていることを認め、原告らの請求をすべて棄却している。

また、平成29年4月6日付け被告準備書面（26）で述べたとおり、平成20年12月、被告が浜岡原子力発電所1，2号機の運転を終了し、廃止措置に移行することとした理由は、耐震設計審査指針の改訂に係る審議を契機として、平成17年1月から自主的に目標地震動による耐震裕度向上工事を実施することとし、本件原子力発電所3ないし5号機については、平成20年3月までに耐震裕度向上工事を完了したが、浜岡原子力発電所1，2号機については、耐震余裕を高める方法について検討を重ねたものの、目標地震動に対応するためには相当の工事費用と工事期間を要し、経済性に乏しいとの判断をしたことにある。

2 原告ら準備書面 58 「同イ」について

原告らは、「内閣総理大臣が、2011年当時全国に54基存在した原発のうち、本件原発についてのみ、超法規的に運転停止要請を行ったのは、立地上、特段の危険性が本件原発には存在することを国が認めていたからである」と述べる。

しかしながら、被告は、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故が発生したことを受け、平成23年5月、当時の内閣総理大臣から本件原子力発電所の運転停止の要請を受けるとともに、経済産業大臣からの要請書を受領した。当該要請書は、「浜岡原子力発電所については、想定東海地震の震源域に近接して立地しており、文部科学省の地震調査研究推進本部の評価によれば、30年以内にマグニチュード8程度の想定東海地震が発生する可能性が87%と極めて切迫しているとされており、大規模な津波の襲来の可能性が高いことが懸念される」、「これらの対策（被告注：津波に対する防護対策及び海水ポンプの予備品の確保と空冷式非常用発電機等の設置）が完了し、原子力安全・保安院の評価・確認を得るまでの間は浜岡原子力発電所の全ての号機について、運転を停止するよう求めます」として、被告に対し、当時被告が計画していた津波対策が完了し、原子力安全・保安院（当時）による評価・確認を得るまでの間の本件原子力発電所の運転の停止を求めたものである（乙E第85号証）。

被告は、本件原子力発電所の津波対策等として、その平成27年11月19日付け準備書面（19）、準備書面（44）等で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を講じた。これに加え、新規制基準の制定に先立ち自主的に、防波壁の設置等からなる浸水防止対策を講じて津波に対する安全対策を強化するとともに、緊急時に原子炉への注水を行う注水機能、原子炉内の崩壊熱を外部に放出する除熱機能及び電源の確保等からなる緊急安全対策の強化を行っている。そして、令和7年1月20日付け被告準備書面（45）で述べたとおり、東北地方太平洋沖地震や南海トラフ検討会の知見を含む最新の知見を踏まえ、新規制基準に沿って、同検討会による南海トラ

フの最大クラスのプレート間地震の津波断層モデルを考慮するなどして津波評価を行い、同検討会の知見を反映した基準津波を策定しており、この基準津波に対し、本件原子力発電所の耐津波安全性を検討している。

3 原告ら準備書面58「同ウ」について

原告らは、「5号機について被告が申請すら行えずにいるのは、5号機においては2009年の駿河湾地震において、被告が予期せぬ大きさの地震動が記録されたこと、2011年に原子炉冷却設備である主復水器細管損傷により系統内に海水が混入したため、海水が混入した設備に多大な塩害による腐食被害が生じ、その安全性について多大な問題があるからに他ならない」として、本件原子力発電所5号機に係る地盤増幅特性の考慮及び復水器の細管損傷による海水混入事象に対する設備の健全性確保のいずれも目途が立たないかのように述べる。

しかしながら、被告は、その令和6年4月17日付け準備書面（42）等で述べたとおり、本件原子力発電所の敷地及び敷地周辺において詳細な地震観測及び地下構造調査を実施し、同発電所の地盤増幅特性の検討・分析を行い、その結果を踏まえ、地震動評価において反映すべき敷地の地盤増幅特性について、同発電所5号機周辺の地盤増幅特性は、S波低速度層の影響により、駿河湾の地震の地震波到来方向では顕著な増幅が見られるが、その他の地震波到来方向ではそのような増幅は見られないことなどを確認している。被告は、このように確認した同号機周辺の地盤増幅特性を踏まえ、地震動の顕著な増幅を考慮した地震動評価を行い、この地震動評価結果に基づき基準地震動 S_s2 を策定している。

また、被告は、その平成29年6月29日付け準備書面（28）等で述べたとおり、本件原子力発電所5号機の復水器の細管損傷による海水混入事象に対して、調査・試験等から得られた知見を踏まえて「補修、取替え及び改造計画」を策定しており、これに基づいて、これまでに同事象に係る機器レベルの健全性評価を完了し、圧力容器及び炉内構造物については、同事象による健全性への影響はな

く、継続使用は可能と評価している。現在、被告は、上記の機器レベルの健全性評価の結果を補完するデータの拡充を進めるとともに今後の系統レベルの健全性評価に向けた検討を実施し、併せて同号機の運転再開後における設備の継続的な点検プログラム等の検討も実施している（乙E第86号証）。被告は、今後においても、同号機の健全性を確保することができるよう維持管理を行うこととしている。

したがって、原告らが、本件原子力発電所5号機に係る地盤増幅特性の考慮及び海水混入事象に対する設備の健全性確保のいずれも目途が立たないかのよう

に述べるのは当を得ない。

4 原告ら準備書面58「同工」について

原告らは、「原子炉は運転停止していても、常に核燃料棒を冷却し続けなければ再臨界に至って福島第一原子力発電所事故と同様の重大な事故を起こすことは十分にあり得る」として、本件原子力発電所の燃料プールにおいて使用済燃料の冷却機能が喪失するおそれがあるかのように述べる。

しかしながら、被告は、本件原子力発電所の燃料プールにおける使用済燃料の冷却機能が維持されるよう設計している。すなわち、平成29年4月6日付け被告準備書面（25）で述べたとおり、通常、燃料プールのプール水は、燃料プール冷却浄化系を用いて冷却され、同系及び補給水系を用いて蒸発等によるプール水の減少分が補給されているが、燃料プール冷却浄化系による冷却を行わない場合であっても、プール水による使用済燃料の冠水さえ維持できれば使用済燃料からの崩壊熱の除去は可能である。そこで、万が一のプール水の漏えいなどに備え、上記燃料プール冷却浄化系及び補給水系のほかにも、燃料プール補給水系や余熱除去系といった複数の常設設備でプール水を補給できる設計としており、これにより使用済燃料の冠水を維持する。更に、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、電源を必要としないエンジン駆動式の可搬型注水設備等を敷地内の高台

に分散して配備しており、これらを用いることによってもプール水を補給して使用済燃料の冠水を維持し、使用済燃料からの崩壊熱を除去することができるようにしている。また、被告は、これらの多様な注水設備に加え、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、その水源及び電源についても、共用緊急時淡水貯槽や空冷式の緊急時ガスタービン発電機を設置するなどして多様性を持たせている。

したがって、原告らが、本件原子力発電所の燃料プールにおいて使用済燃料の冷却機能が喪失するおそれがあるかのように述べるのは当を得ない。

5 原告ら準備書面58「第2」について

原告らは、原子力規制委員会について、「原子力規制委員会の審査は、裁判におけるような対立構造にはない。また、そもそもは経済産業省の外局であった資源エネルギー庁に設置されたという沿革にあり、その審査にあたる委員も政府により選任される」と述べる。

しかしながら、原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故を契機として平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、新たな原子力規制機関として、国家行政組織法3条2項の規定に基づいて環境省の外局として設置された行政機関である（原子力規制委員会設置法2条）。その委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとされている（同法7条1項）。

以 上

